

第3章 基礎戦略2

総合力豊かな人材を
育てるまちづくり





第1節 子育て支援の充実

1

現状と課題

- 保護者の視点に立ち、地域における子育て支援の充実に努めていく必要があります。子どもの医療費助成については、中学生まで全額助成及び現物給付となっています。また、ひとり親世帯については高校生までを対象としていますが、一人あたりの医療費が増加傾向にある中、更なる医療費負担の軽減を求める要望は多く、対象者の拡大や所得制限の見直しを検討していく必要があります。現在、県の補助金は、乳幼児及び小学生の入院の1/2となっており、補助対象の拡大について国、県へ要望するなど財源の確保に努める必要があります。
- 共働きの多い子育て世代では、保護者の就労状況によって、教育・保育ニーズも多様化しており、保護者のニーズに応じた保育環境の充実が求められています。そのため、特別保育事業を実施していますが、保育士や資格取得の機会確保が課題となっています。
- 保育所などの保育施設については、市中心部の保育所では利用ニーズが高く、定員超過傾向にありますので、こうした状況を踏まえながら施設整備をしていく必要があります。
- 共働きの子育て世代では、保育所や放課後児童クラブなどの児童福祉施設への期待や要望が高まっており、これらの施設の拡充が求められています。また、核家族化、地域での人間関係の希薄化や児童虐待などによって、子育てに不安や孤立感を覚える保護者のために、気軽に相談でき、親子で利用できる地域の拠点施設として、子育て支援センターなどの子育て支援体制の充実が必要です。

2

施策の方向（目指す姿）

① 子育て環境の充実

子どもを健やかに育てるための生活環境や、安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくりのため、妊娠期から出産・子どもの就学前までの間、ワンストップ相談窓口において、切れ目なくきめ細やかな子育て支援に取り組みます。

また、県と連携し、医療費助成の対象者拡大、所得制限の撤廃等について検討を行い、子育て世代の負担軽減に向けて取り組みます。

② 幼児期の教育・保育環境の充実

子どもたちが、保育園・認定こども園や地域とのつながりを通じて、たくましい心と創造性豊かな人間に育つよう、幼児期の教育・保育環境の充実に努めます。



仕事と子育ての両立支援を推進し、市民のニーズに対応した保育サービスの充実を図るため、特別保育事業を実施します。また、保育士の確保について関係機関と連携して取り組みます。

③ 保育施設等の整備

子どもたちが、良好な環境で保育又は教育が受けられるよう、保育所などの施設整備や健全な施設運営の支援に努めます。

④ 子育て支援施設の充実

学童保育所の施設整備を図るとともに、子育て支援センター等を拠点として、子育て情報の提供、子育て中の親子の交流機会の創出などに努め、地域の子育て支援体制の充実に努めます。

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や地域住民は、子育て支援に対する理解を深め、地域全体で子育て支援に関わることが期待されています。 ・事業者は、従業員や利用者の子育て支援への意識の向上を図り、子育て支援に関わることが期待されます。また、利用者の教育・保育ニーズの多様化に対応するため、保育環境の充実に努めるとともに、特別保育事業の推進を図ることが期待されます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代の視点に立ち、医療費助成による経済的負担軽減を図るなど、子育て支援の充実に努めます。 ・子育て世代が安心して働くことができるように、特別保育事業など子育て支援サービスの拡充に努めます。 ・子どもたちが良好な環境で教育・保育を受けられるようにするため、保育所など施設整備の支援に努めます。 ・保護者ニーズを踏まえ、学童保育所や地域の子育て支援体制の充実に努めます。



第3章 基礎戦略2
第1節 子育て支援の充実

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
子ども医療費助成事業	県、市	子どもの医療費の自己負担額の全部又は一部を支援する。
特別保育事業	市、事業者	延長保育や病児保育などの各特別保育事業を行う。
民間保育所等施設整備事業	市、事業者	子どもたちが良好な環境で教育・保育が受けられるよう保育施設整備を支援する。
地域子育て支援拠点事業	市	子育て支援センター等を拠点として、地域の子育て支援体制の充実を図る。
放課後児童クラブ施設整備事業	市	放課後児童クラブへの期待と要望の高まりを踏まえ、学童保育所の施設整備を行う。

5 目標（基準：令和元年度）

指 標	R 1	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
子育て支援に関する満足度平均値（ポイント）※市民満足度アンケート	2.9	3.1	3.2	3.3	3.4	3.5
特別保育事業の実施個所数（箇所）	50	50	50	50	50	50
教育・保育の提供不足量（人）	0	0	0	0	0	0



第1章 序論
第2章 基本構想
序章 SDCsの取組
第1章 重点戦略
第2章 基礎戦略1
第3章 基礎戦略2
第4章 基礎戦略3
付属資料



第2節 学校教育の充実

1 現状と課題

- これからの学校教育においては、「知・徳・体」を総合的に兼ね備えた社会に適應できる能力を育てる「人間形成」が求められています。学力向上については、「わかる授業」の推進に向けた授業改善を図ります。
- 世界との関係が深まっていく状況の中において、久慈と世界をつなぎ、「自立と共生の担い手」の育成が課題となります。このような国際化社会の中で、広い視野で総合的に考えることができるグローバル人材の育成と、国際理解教育を充実させるための外国語教育の充実が求められています。

また、小学校での外国語の教科化により、ネイティブスピーカーとしてALT（※1）による授業が重要となっています。
- ここ数年、特別な支援を要する児童・生徒が増え続けている状況において、特別支援教育の理解の促進と児童・生徒個々の教育的ニーズに応じた指導の充実が求められています。また、少子化により児童・生徒が減少し学校・学級の小規模化が進んでいることから他校との交流事業の充実を図るとともに、複式教育により教育の効果を高めていく必要があります。
- Society5.0（※2）時代の教育において、ICT（※3）を基盤とした先端技術の効果的な活用が求められており、学習指導要領においても、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられていることから、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整えるとともに、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る必要があります。

また、これまで以上にICT機器を活用する機会が増える中で、インターネットやSNS等における犯罪やいじめ等の問題に巻き込まれないよう情報モラル教育を充実させる必要があります。
- 新たに統合する学区に対する安全な通学手段を確保し、スクールバス路線、利用者数などに対応した支援が必要です。

また、経済的な理由により、就学困難な児童・生徒への就学援助の充実が求められています。
- これまで、学校施設の耐震化やトイレ水洗化を実施し教育環境の整備に努めてきました。今後は、老朽化等の対策のための改修や改築を実施する必要があります。
- 学校給食を通じて、児童・生徒の心身の健全な発達に努めてきました。

今後は、各小中学校の食に関する指導と連携し、地域の食文化、産業についての理解を深める教育が必要です。

※1 ALT…外国語指導助手の略で、小・中学校の外国語教育の充実を目的に市で雇用している外国人

※2 Society 5.0…日本が提唱する未来社会のコンセプト。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会課題の解決を両立する人間中心の社会

※3 ICT…情報通信技術の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。



2 施策の方向（目指す姿）

① 生きる力の育成

(1) 学び考える力

知識や技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに主体的な学習態度を養い、「学びの総合力」の育成に努めます。

久慈市教育研究所内に、「各種検査結果を生かした指導の充実委員会」を設置し、諸調査の結果を分析し、「わかる・できる」授業の在り方を研究することを通して、「学び考える力」の育成を図ります。

また、少子化により学校・学級の小規模化が進んでいることから、複式教育に係る授業研修会等により学習環境の充実を図ります。さらには、市内全域による音楽発表会やキャリアオーケストラなどの実施により他校との交流促進に努めます。

その他、主体的な学びを支援し、家庭学習の推進を含め、自ら進んで学習に取り組む学習環境の整備・充実を図ります。

(2) 豊かな心の育成

生命や自然、伝統・文化を尊重する精神、思いやりの心や感性豊かな心を育むとともに、人間関係形成能力や規範意識を高め「適切に判断・行動する実践力」の育成に努めます。

また、全教育活動を通して、児童生徒が自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を図るとともに、キャリア教育などの取組を進め、地域への愛着をもった児童生徒の育成に努めます。

(3) 健やかな体の育成

健康や安全に対する知識や技能を育み、心身の保持増進と体力の向上に取り組む態度を養うとともに安全意識を高め、「明るく豊かな生活を営む態度」の育成に努めます。

また、各種大会・コンクールへの出場を支援し、心と体の健やかな成長の促進を図ります。

② 国際理解教育の充実

生きた外国語や異文化に直接触れる機会を多く提供し、学校における国際理解教育や外国語教育の充実を図ります。

また、中学生と高校生を海外に派遣し、直接、外国の生活や文化などの一端に触れる機会を提供することで、国際感覚を豊かにし、グローバル社会に適応した知識や能力の伸長を図ります。



③ 特別支援教育の充実

「共に学び、ともに育つ」インクルーシブ教育システム（※1）を推進するとともに、「個別の指導計画」などによる個々の教育的ニーズに応じた効果的な指導を充実させます。

そのために、各学校にくじかがやき特別支援教育支援員（※2）を配置し、適宜、児童・生徒を支援していきます。

また、就学支援に係る調査員を配置し、幼児・児童・生徒の特性等を理解し、支援していきます。

④ 情報教育の充実

個別最適化された学びの実現と情報活用能力の育成を図るため、ICT機器を積極的に活用した授業の推進を目指し、教員のICT活用指導力向上とICT機器の充実など環境整備を推進します。

また、高度発展する新たな社会に主体的に対応するため、学校、保護者、地域と連携を図り、情報モラル教育の充実に取り組みます。

⑤ 学習環境の充実

遠距離通学支援については、児童・生徒数を勘案しながら、スクールバス・タクシーの運行など各地区及び学校に応じた通学支援を行います。

また、就学援助については、学用品費等の費目の単価の見直しなど、援助事業の充実に取り組みます。

⑥ 学校施設の充実

学校施設については、市公共施設等総合管理計画との整合を図りながら改築・改修を行い、児童・生徒に快適な教育環境を提供し、安心・安全な学校生活の確保に取り組みます。

⑦ 学校給食の充実

学校給食を通じた児童・生徒の心身の健全な発達、地場産品の利用による地産地消や郷土料理の活用など食育の推進に努めます。

※1 インクルーシブ教育システム…障がいのある者となない者が可能な限りともに学ぶ仕組み

※2 くじかがやき支援員…通常学級に在籍しながらも特別に支援が必要な児童・生徒がいる学校等に対して、当該児童・生徒へのきめ細かな指導を実現するとともに、学校生活を充実させる目的で配置している支援員



3 施策展開における役割

<p>市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、「総合的な学習の時間」等の講師としての役割を果たすことが期待されます。 ・地域は、登下校の安全対策として、スクールガード等に協力することが期待されます。 ・地域・事業者は、食育推進の役割を果たすことが期待されます。 ・家庭は、児童・生徒の正しい食習慣を身につける役割を果たすことが期待されます。
<p>市の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就学支援チーム（※3）では、情報提供などの連携を図る他、学校や保育園の訪問や研修会を通じ、指導方法の理解を深め、子ども・保護者・学校・保育園などの支援を図ります。 ・生徒指導・適応指導の充実を図るとともに、自己肯定感・自己有用感の育成に努めます。 ・健康課題への対応を意識しながら、体育活動の推進を図り体力・運動能力の向上に努めます。 ・健康教育及び安全教育の充実を図るとともに、食育の推進に努めます。 ・教員の指導力向上のための支援を行うほか、各種事業の実施のための環境整備に努めます。また、学校・地域・家庭の連携・協働による推進を図ります。 ・主体的な学びを支援し、学習環境の整備・充実を図ります。 ・体験活動や道徳教育、復興教育等の推進と充実を図ります。 ・中高生海外派遣事業の実施など、国際理解を深め、国際社会に対応できる豊かな人間性を持った人材の育成に努めます。また、各学校へALTを派遣し、国際理解教育・外国語教育充実のための取り組みを進めます。 ・くじかがやき特別支援教育支援員及び就学支援調査員の適切な配置に努め、特別支援教育の充実を図ります。また、就学支援コーディネーターを中心に就学支援チームの連絡調整や関係機関の連携に努めます。 ・情報教育充実のため、学校と連携しながら環境整備を推進する他、教員のICT活用指導能力向上のための支援を行います。また、家庭と連携しながら情報モラル教育の充実を図ります。 ・学校施設の適正な保守管理を図りながら、施設の改修等、計画的な整備に努めるほか、快適な学習環境を提供するための計画的な学校改築に努めます。 ・地域やPTAと連携し食育への理解と推進を図ります。 ・地元食材の利活用推進を図ります。

※3 就学支援チーム…「保健推進課」「社会福祉課」「子育て世代包括支援センター」「特別支援学校」「相談支援専門員」「学校教育課」で構成し、学習面、行動面で支援が必要な子どもたちを対象に、教育支援を行っている組織



4

主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
特色ある学習活動事業	市	総合的な学習の時間の推進支援や、市内学校が一堂に会した音楽発表会等を実施する。
教育研究所運営事業	市	授業改善調査研究を実施し、教員の資質向上を図る。
小中学校文化・体育大会参加補助金交付事業	市（補助）	教育課程に基づく特別活動の各種大会（県大会以上）への参加経費を支援する。
中高生海外派遣事業	市	中高生を海外に派遣し、ホームステイの支援を行う。
外国語指導助手招へい事業	市	外国語指導助手による外国語指導及び外国語活動補助を行う。
くじかがやきプラン支援事業	市	発達障がい等特別な支援の必要な児童・生徒が在籍する学校に支援員を配置し、児童・生徒の学習支援や教員補助を行う。
学校適応指導事業	市	適応指導教室を開設し、不登校児童・生徒の受け入れや指導、学校との連絡調整や教育相談を行う。
就学支援委員会事業	市	適切な就学を図るため諮問機関として就学支援委員会を設置するほか、就学支援コーディネーターを置き、関係機関が連携して適切な支援を行う。
情報処理教育振興事業費	市	教育システム及び児童生徒1人1台端末等の学校ICT機器の管理運営を行う。
遠距離通学支援事業	市	スクールバス・タクシーの運行により、安全な通学手段を確保する。
就学援助事業	市	経済的な理由によって就学困難な家庭に対し、就学援助費を支給する。
小中学校改修事業	市	小・中学校施設の計画的な改築・改修を行う。



第3章 基礎戦略2
第2節 学校教育の充実

5 目標（基準：令和元年度）

指 標	R 1	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
学習状況が良好な児童生徒の割合（上：小、下：中）C R T：評定3以上の子供の割合	86.3 65.1	86.0 67.0	86.0 68.0	86.0 69.0	87.0 70.0	87.0 70.0
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合（全国学調 上：小、下：中）	70.1 66.4	73.0 69.0	73.0 69.0	75.0 71.0	75.0 71.0	77.0 73.0
体力・運動能力標準以上の児童生徒の割合（上：小、下：中）（県体力・運動能力調査A、B、Cの児童生徒）	77.6 80.7	78.0 81.0	79.0 82.0	80.0 82.0	81.0 82.0	81.0 82.0
外国語に対する興味・関心がある児童生徒の割合（県学調 上：小、下：中）	67 51	68 53	68 53	70 55	70 55	72 57
児童生徒のICT活用を指導することができる教員の割合（学校における教育の情報化の実態等に関する調査 C1～C3）	70.1	80.0	85.0	90.0	95.0	100.0





第3節 生涯学習の充実

1 現状と課題

- 市民一人ひとりが生涯にわたり社会教育活動を主体的、継続的に「いつでも・だれでも・どこでも」行うことができる環境を整備するため、多様化する市民ニーズを的確に捉えた学習機会の提供が求められています。

持続可能な地域づくりのためにも、地域活動を活発化することにより地域力を高め、学びを通じた人づくり、つながりづくりの視点を取り入れながら、学びの成果を地域活動に活かすことができる環境を整え、学校・家庭・地域で活躍できる人材の育成を行う必要があります。

- 市民の芸術文化活動へのニーズは幅広く、多様なジャンルの芸術文化の鑑賞のほか、芸術文化団体や一般愛好家による音楽、美術、演劇など芸術文化の実践に対する関心が一層高まっています。

今後は、芸術文化の鑑賞及び実践活動の機会を提供するほか、芸術文化団体等との情報共有や相互交流を通じて、市民による主体的な芸術文化活動ができる環境の充実を図る必要があります。

また、芸術文化活動の拠点施設として機能できるよう、文化施設の計画的な改修と民間ノウハウの導入による効率的な施設の管理運営が求められています。

- 図書館は生涯学習の中核施設として、多様化するニーズへの対応、質の高いサービスが求められています。また、少子高齢化に伴う地域の過疎化が懸念されるなか、地域における学習環境、読書環境整備の支援が重要となってきました。

市民のいつでも、どこでも、学習する機会を保障する図書館の使命として、指定管理者と連携し、図書館機能の強化や地域での活動支援及び非来館サービス等の充実を図る必要があります。

- 市内に所在する文化財の調査及び保護、郷土芸能保存団体の支援、埋蔵文化財の調査などを実施しています。

地域に伝わる史跡、文化財、古民具、伝承などの調査と記録、保護を今後とも継続していくとともに、久慈市の歴史と文化を市の内外に周知することが必要です。また、市の歴史と文化を「見て学ぶ」ことのできる施設の充実が求められています。

郷土芸能の伝承については、郷土芸能保存団体の構成員の高齢化が進んでおり、若い世代の担い手の育成が求められています。



2 施策の方向（目指す姿）

① 生涯学習機会の充実

「いつでも、どこでも、だれでも」学習できる環境を整備するとともに、子どもから高齢者までの多種多様な学習意欲を喚起・支援するための学習機会を提供し、地域で活躍している人材の豊かな知識や経験を、地域活動の中で発揮できるような環境整備に努めます。

また、学校・家庭・地域の連携を促進し、相互の協働を深めながら、親子が元気になる家庭教育支援の充実、地域全体で子どもの成長を支える環境づくり・意識の高揚を目指します。

② 文化施設の連携と芸術文化活動の充実

市民の芸術文化活動への幅広いニーズに応えるため、多様なジャンルの芸術文化の鑑賞機会の提供に努めるとともに、市民による実践活動の機会を提供し主体的な芸術文化活動を促進するため、芸術文化団体等との情報共有を密にし、連携しながら環境の充実を図ります。

また、芸術文化の拠点施設として機能できるよう、文化施設の計画的な改修を行いながら効率的な施設運営に努めます。

③ 図書館機能の充実

幅広いニーズに合わせた図書館機能の充実を図るとともに、地域資料の収集保存に努め、地域の情報センターとしての役割を担います。特に、将来を担う子ども達や若い世代の子育て支援など、各年代に応じた読書環境の整備に努めます。

また、地域の過疎化に向けた取り組みとして、非来館型サービスの充実を図り、移動図書館車での貸出等を行います。

④ 地域の歴史と文化の継承と発信

地域に残る文化財などの調査を実施する体制を充実させ、保存と情報の発信に努めます。市民協働による史跡の整備の推進を図り、郷土芸能の保存と継承及び新たな担い手の育成に努めます。



3

施策展開における役割

<p>市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、個々の生涯学習活動や地域活動に参加することで、生涯にわたり学び、学習成果を地域力の向上に活かすことが期待されます。 ・市民は、幅広い芸術文化活動へ積極的に参加することが期待されます。 ・市民は、地域に伝わる文化財などに対する保護意識を持つとともに、伝統芸能や地域の伝統行事の担い手として積極的に活動に参加することが期待されます。 ・社会教育関係団体等は、地域の特徴を活かした事業を展開し、地域全体で青少年の健全育成に寄与することが期待されます。 ・芸術文化団体は、芸術文化活動の推進と人材を育成することが期待されます。 ・地域住民や団体は、地域資料や郷土資料などを活用した学習をすることで、地域愛に触れる場を提供するとともに、地域の連帯を深める活動が期待されます。 ・自治会は、地域に伝わる文化財などの保護と管理、郷土芸能や地域に伝わる伝統行事などの伝承を、地域活動として運営していくことが期待されます。
<p>市の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の学習ニーズの把握に努め、多様な学習機会を提供します。 ・学校・家庭・地域が連携できるための体制づくりを行い、学びの成果を地域活動等に活かすことができる実践の機会を提供します。 ・市民の芸術文化活動への支援と芸術文化活動の拠点となる文化施設の充実に努めます。 ・ボランティアなどと連携し、各年代における読書環境の整備を行い、将来にわたる学習を支援します。 ・文化財保護に係る専門的な知識を持った職員を育成し、各種文化財などの調査記録を行うとともに、情報を発信し保護意識の啓発を図ります。また、郷土芸能の発表の場を設け、郷土芸能保存団体の活動を支援するなど、伝承活動を支えていきます。





4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
学校・家庭・地域の連携協力推進事業	市	「学校支援地域本部事業」「放課後子ども教室推進事業」「家庭教育基盤形成事業」を実施する。
公民館類似施設社会教育事業	市（補助）	類似公民館の社会教育活動を支援する。
文化会館自主事業	市	市民ニーズに応じた様々なジャンルの鑑賞型事業のほか、育成型事業及び市民参加型の事業を実施する。
図書館の子育て応援事業	市	子ども達の読書活動を推進する機会の提供やボランティア活動の支援を行う。
文化財保管・展示事業	市	文化財の適正管理と一般への公開を行う。

5 目標（基準：令和元年度）

指 標	R 1	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
市民1人あたりの市民センター利用回数（回）	3.64	3.71	3.78	3.86	3.94	4.02
生涯学習の成果を活かして教育活動や地域活動に参加する人数（人）	5,952	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
文化施設利用者数（人）※	103,127	103,200	103,700	104,200	104,700	105,200
育成・参加型事業参加数（人）	5,708	6,500	5,500	5,500	6,500	5,500
図書館入館者数	40,751	65,000	70,000	70,000	70,000	70,000
市民一人当たりの図書貸出冊数	2.7	4.0	4.5	5.0	5.0	5.0

※R1は新型コロナウイルス感染症の影響で、利用者数が大幅に減少したため、過去5年の利用者数の中央値を基準値とした。



第4節 生涯スポーツの振興

1 現状と課題

- 市民ニーズは競技力の向上のほか、健康増進や体力づくりなど多様であり、スポーツに対する関心や期待は益々高まっています。

生涯スポーツの充実を図るためには、世代や障がいの有無を問わず、市民誰もが気軽にスポーツに親しみ、主体的・継続的に取り組むことができる環境づくりを行うとともに、スポーツ振興を支えるスポーツ関係団体の運営や指導者の育成などを支援し、活動の充実を図ることが必要です。
- 多様な市民ニーズに対応するため、関係団体と連携した体育施設の管理運営・サービスの向上を図るとともに、利用者に安全な運動機会を提供するため、老朽化が進む既存体育施設の計画的な改修に取り組み、有効活用と利用促進に取り組む必要があります。

また、現在は仮設設置をして利用している市営野球場について、総合運動公園の整備と併せた検討が必要です。
- 「柔聖」三船久蔵十段の偉業と功績、「柔道のまち久慈」を将来にわたって発信すべく、今後も各種大会や教室の開催等により柔道の普及発展と競技力の向上を図るとともに、柔道を「する人」のみならず、「観る人」「応援する人」を含めた柔道愛好者及び柔道人口の拡大に努める必要があります。

また、三船十段記念館を「柔道のまちづくり」の拠点として、企画展の開催など柔道愛好者以外の市民も柔道を身近に感じるような事業を展開し、三船久蔵十段の業績と「柔道のまち久慈」を広くPRするとともに、誰もが気軽に利用できるような環境をつくる必要があります。

2 施策の方向（目指す姿）

① 生涯スポーツの充実

多様な市民ニーズに応えるため、関係団体と連携しながら、スポーツ・レクリエーションの普及に向けて取り組み、市民誰もが主体的、継続的にスポーツに親しみ、健康増進と体力づくりができるような環境の整備・充実に努めます。

また、一般社団法人久慈市体育協会をはじめとしたスポーツ関係団体との連携を強化し、スポーツ人口の拡大や選手の発掘、指導者の育成を図り、競技力の向上に努めます。

② 体育施設の有効活用

市民の誰もが運動やスポーツに親しみ、スポーツを生活の中に取り込めるよう、活動の拠点としての体育施設の利用促進と適正管理に努め、快適な利用環境の形成を目



指すとともに、施設の計画的な改修整備を進めます。

また、久慈市総合運動公園基本計画を推進するため財源の確保に努めます。

③ 柔道のまちづくりの推進

「柔道のまちづくり」を推進するため、関係団体と連携しながら、各種大会や教室等を開催し、柔道の普及発展と競技力の向上を図るとともに、市内外に「柔道のまち久慈」を情報発信し、地域活性化に努めます。

三船十段記念館を「柔道のまちづくり」の拠点とし、「柔聖」三船久蔵十段の偉業と功績を後世に伝えるため、資料収集活動や企画展の開催等により市内外に広くPRするとともに、柔道の指導及び普及等の適切な管理運営を図りながら、柔道人口の拡大や青少年の健全育成に努めます。

また、柔道競技者以外の利用者のすそ野を広げ、市民の健康増進の為、気軽に利用してもらえる施設を目指します。

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、ライフステージに合わせた各種スポーツ活動への参加や、ボランティアとして参画することが期待されます。 ・久慈市体育協会をはじめとしたスポーツ関係団体などは、スポーツ機会の提供と促進、スポーツ団体・指導者・選手の育成に取り組むとともに、体育施設の利用促進と適正管理に努めることが期待されます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯スポーツ推進体制の強化と、一般社団法人久慈市体育協会をはじめとしたスポーツ関係団体の事業の支援に取り組みます。 ・体育施設の計画的な改修と整備に取り組みます。 ・柔道競技力向上と地域の活性化を支援するとともに、三船十段記念館の有効活用に取り組みます。



4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
生涯スポーツ推進事業	市	各種スポーツイベントの開催・運営、各スポーツ団体へ選手育成・大会派遣費等を支援する。
体育施設維持管理事業	市	計画的な体育施設の修繕・管理・運営を行う。
柔道タウン推進事業	市	柔道の普及、競技力の向上、柔道大会の開催を行う。
総合運動公園の整備計画	市	財源の確保に努めながら計画的に整備を行う。

5 目標（基準：令和元年度）

指 標	R 1	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
生涯スポーツに関する満足度平均値 (ポイント) ※市民満足度アンケート	2.96	3.01	3.02	3.03	3.04	3.05
市民1人当たりの体育施設利用回数 (回)	4.33	4.33	4.33	4.33	4.33	4.33
三船十段記念館入館者及び道場利用率 (%)	29.79	30.11	30.56	31.01	31.46	31.91





第5節 男女共同参画社会の推進

1 現状と課題

- 平成26年度に第2次久慈市男女共同参画計画が策定され、『男女がともに輝き、こころ豊かなまちづくり』を基本理念とし、イベントの開催、セミナー、啓発などを進め、男女共同参画に対する市民の理解は徐々に深まっています。
しかし、職場、学校、地域、家庭などあらゆる分野の中で長年形成されてきた、性別役割分担意識、社会慣行、制度は依然として残っています。
- 審議会等の委員については、女性が参画している審議会等の数は増えてきているものの、その割合は目標に達しておらず、また女性が全くいない審議会等も見られます。
今後、人口減少や少子高齢化社会が予想されているなか、政策・方針の決定過程において、女性の新しい発想や能力を活用するため、さらに取組を強化していく必要があります。
- 男女が性別に関係なく家事・育児・介護と仕事を両立できるように支援していくとともに、政策・方針の決定過程において、女性の新しい発想や能力を活用し、地域活性化につなげていけるよう、女性の地位向上に向けて取り組んでいく必要があります。

2 施策の方向（目指す姿）

① 市民の意識の醸成

個人の人権が尊重され、男女が性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を推進するため、市民や企業など、社会を構成するあらゆる人々が、性別にとらわれない生き方や社会への参画の必要性についての認識を持ち、理解を深めるための広報や啓発活動に努めます。

② 審議会委員等への積極的な登用

『男女がともに輝き、こころ豊かなまちづくり』の実現に向けては、女性の視点からの発想や能力を活用しながら政策や意思決定を行っていくことが重要であり、今後においても各種審議会・委員会などにおける女性委員の登用の比率をさらに高めるよう取組を行っていきます。

③ 女性リーダーの養成

女性や若者が持つ、新しい発想や能力を活用することが地域の活性化には不可欠であり、その持てる能力と意識を高め、男女共同参画の視点に立った行動ができる人材・リーダーの育成に努めます。



また、「いわて女性活躍企業等認定制度」、「いわて子育てに優しい企業等認証・表彰制度」、「イクボス（※）宣言」などの取組の活用について事業所に働きかけを行い、仕事と生活が両立できる職場づくりに努めます。

※イクボス…職場で共に働く部下・スタッフのワークライフバランス（仕事と生活の両立）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のこと

3 施策展開における役割

市民、自治会、事業者、団体などに期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、男女共同参画の基本理念に対する理解と実践、制度の見直し、役割分担意識の解消が図られることが期待されます。 ・事業者及び任意団体などは、男女共同参画の基本理念を理解し、女性役員の登用を積極的に進めることが期待されます。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等意識の啓発、事業者、任意団体への働きかけを行います。 ・政策・方針の決定過程における男女共同参画の仕組みづくりを行います。 ・審議会・委員会における女性登用に向けて、具体的目標人数や登用率を設定するなど、関係課等に対する働きかけを強化します。 ・児童・生徒へのキャリア教育の支援を行います。

4 主な事務事業

事業名	事業主体	事業概要
男女共同参画推進事業	市	セミナーや出前講座等を開催する。
男女共同参画サポーター養成講座	県・市	県主催のサポーター養成講座に参加者を推薦する。

5 目標（基準：令和元年度）

指 標	R 1	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
男女共同参画に係る出前講座（回）	5	5	5	5	5	5
審議会等における女性委員登用率（％）	29.6	32.0	34.0	36.0	38.0	40.0
男女共同参画サポーター認定者数（人） ※累計	39	41	42	43	44	45

